

★5月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年4月1日～「育児時短就業給付金」が創設されました！

1. 受給資格・支給要件

▶ 次の①・②の要件を両方満たす方が対象

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

▶ 加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



2. 支給額・支給率

原則として、**育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額**を支給します。

ただし、支給対象月に支払われた賃金額と支給額の合計が、育児時短就業開始時賃金額を超えないように支給率が調整されます。

例：育児時短就業開始賃金月額が300,000円

支給対象月に支払われた賃金額が200,000円の場合の支給額

育児時短就業開始時賃金月額の90%(270,000円)以下のため、支給率は10%になります。

(支給額)200,000円×10%=20,000円

※育児時短就業開始時賃金月額の90%超～100%未満の場合は支給率が調整されます。

※支給限度額(令和7年7月31日まで)：459,000円



3. 令和7年4月1日以前より時短就業を開始している場合の措置

令和7年4月1日前より育児時短就業に相当する就業を行っている方については、令和7年4月1日を育児時短就業を開始した日とみなして受給資格・各月の支給要件を満たす場合に支給されます。

詳細等は、当事務所へお問い合わせください。

★令和7年5月の営業土曜日は
以下のとおりです。



3日(土) 休
10日(土) 営業(税務・労務)
17日(土) 営業(税務)
24日(土) 営業(税務)
31日(土) 営業(税務)

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



GW休業日

令和7年5月3日(土)～5月6日(火)